

水道基本料金を免除します

(令和4年8月1日更新)

新型コロナウイルス感染症拡大と物価高騰の影響が続いていることを踏まえ、水道を利用されている全ての町内世帯及び事業者を対象に、水道基本料金を免除します。

1.対象者

- ・神戸町内で水道を給水している全ての世帯及び事業者
(井戸水のみを使用している世帯及び公共施設を除きます。)

2.免除期間

- ・令和4年9月請求分～令和5年2月請求分(6ヶ月間)
(令和4年8月検針分～令和5年1月検針分)

3.免除の方法

- ・上水道料金の請求から基本料金を差し引く方法で実施します。お手続きは不要です。
- ・近隣市町から水道を給水している区域(中沢、柳瀬、齊田(一部)、西座倉)の世帯及び事業者の皆様も、同様の支援を行います。(申請等は不要です。)

4.その他

- ・下水道使用料の基本料金は免除対象ではありません。

【お問い合わせ先】

神戸町役場 上下水道課
電話:0584-27-0179(直通)